

**通信政策特別委員会
経済安全保障ワーキンググループ（第2回）
ヒアリング発表資料**

2024年3月12日

楽天モバイル株式会社

1. 特別な資産の重要性について

2. 総量規制及び外国人役員規制について

NTT東西の「特別な資産」

競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた**国民の財産**
我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線を問わず依存せざるを得ない



「特別な資産」の重要性

引き続き「特別な資産」が通信の基盤であり続け、新しい通信サービスの提供に不可欠であることから、NTT法の必要性は現代でも変わらないと認識

日本電信電話株式会社等に関する法律 抄

(目的)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

NTT法における出資規制・外国人役員規制の目的

「特別な資産」を承継したNTTの、わが国の安全の確保に対する役割に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性の確保**の観点から、規制が設けられている

日本電信電話株式会社等に関する法律 抄 ※第十条に関しては、現在改正法案が国会審議中

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第六条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（以下この条において「外国人等議決権割合」という。）が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

2～4 (略)

(取締役及び監査役)

第十条 日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の取締役又は監査役となることができない。

(略)

経済安全保障推進法における特定重要設備の届出の目的

基幹インフラの安定的な提供の確保が重要であることを鑑み、**妨害行為の手段として使用されるおそれのある重要設備の審査の観点**から、規制が設けられている

対象事業者

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

NTTリミテッド・ジャパン株式会社

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

沖縄セルラー電話株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

LINEヤフー株式会社

経済安全保障推進法により、
自社設備の審査を受けるなどの
経済安全保障に必要十分な規律が
MNOにおいても課せられていると認識

経済安全保障に係る2つの規律

2つの規律が果たす経済安全保障上の役割・目的は異なっている

	規律の目的	規律の対象（設備）	規律の対象（事業者）
経済安全保障推進法	基幹インフラの安定的な提供の確保が重要であることを鑑み、妨害行為の手段として使用されるおそれのある重要設備の審査を行う	重要設備 国民に安定的にサービスを提供するために必要な設備	基幹インフラ事業者 (NTT東西を含む)
NTT法	特別な資産を承継したNTTの、わが国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保する	特別な資産 公社から承継した国民の資産	NTT持株、NTT東西

NTTの承継した特別な資産は、全ての電気通信サービス、ひいては**全ての基幹通信インフラの基盤である**ことから、NTT法の規律が課せられている

1. 特別な資産の重要性について

2. 総量規制及び外国人役員規制について

NTT法における総量規制について

5G時代においても引き続き「特別な資産」が通信の主たる基盤であり続け
我が国のすべての事業者の通信サービスの提供に不可欠であることから
総量規制によるNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保は引き続き重要

2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像

Beyond 5Gの運用が開始され、各種情報通信インフラの相互補完により、
陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装を進める。

光ファイバは、情報通信の主たる基盤

99.72% → **99.9%**
(世帯カバー率、2027年度末目標)

5Gは、光ファイバの上で展開

93.2% → **99%**
(人口カバー率、2030年度末目標)

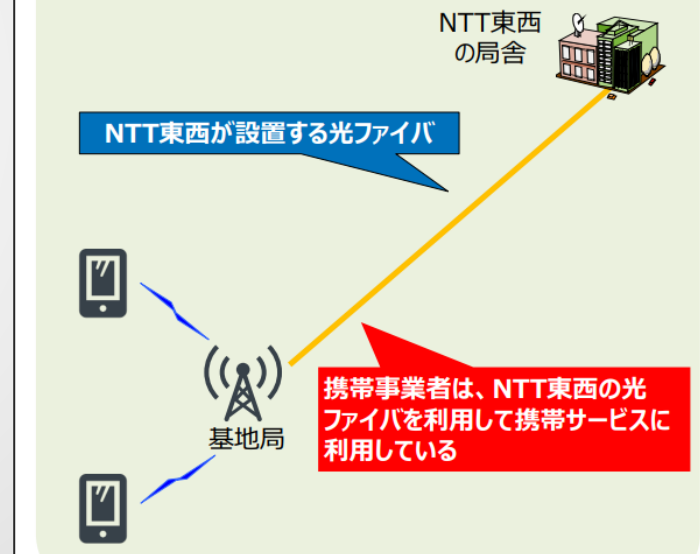
NTN※は、離島等の効率的なカバーや
非常時の通信手段として
地上系ネットワークを補完

※ Non-Terrestrial Network (非地上系ネットワーク)

5G時代においても、**全国津々浦々に敷設された光ファイバ及びそれを収容する局舎の重要性は不変**。MNOは当該設備に依存せざるをえない。

※NTNは、安定性等の観点から現状はあくまでも補完的な役割にとどまる

移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



NTT以外の事業者への総量規制の導入について

総量規制は「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保が目的
NTT以外の事業者への総量規制の導入は過剰規制と考える

総量規制の導入による懸念

- インフラ事業は、その初期段階において、多額の設備投資※が必要。（B5Gなどへの投資も含む）
- 一般論として、多額の設備投資が必要なビジネスにも拘わらず資金調達手段が限定されるのは、事業参入と発展にとって障害となりかねない。

※ 電電公社時代、特別な資産の構築に充てられた国民負担は25兆円



**他事業者への総量規制の導入は、
新規参入・公正な競争を阻害し、ひいては
電気通信の健全な発達及び
国民の利便の確保を阻害するおそれ**

NTT以外の事業者への総量規制の導入について

総量規制の導入は対日直接投資に悪影響を与えるのみならず、相互主義の観点で、相手国における日本からの投資受入の公正性を棄損。結果、日本企業のグローバルな事業展開を阻害する懸念

総量規制の導入による懸念

総量規制が、**日本と海外双方向の投資の阻害要因になり**、国内企業のグローバルな事業展開の際の制約・障害となりうる懸念



「国際競争力」の確保という議論の目的に逆行するのではないか

世界最大の携帯関連見本市
MWC Barcelona 2024※での展示風景より



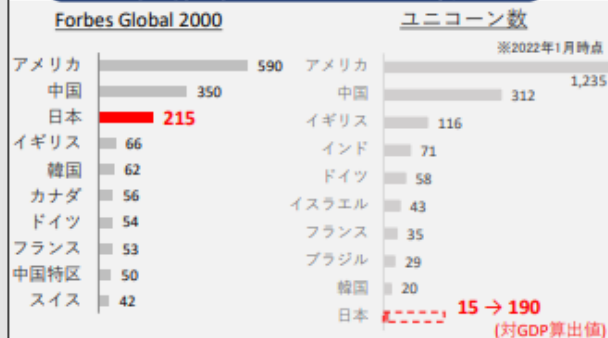
※ドコモ・KDDIも含め、当社以外の日本企業も出展

参考：我が国の新興企業における資金調達（内閣府資料より）

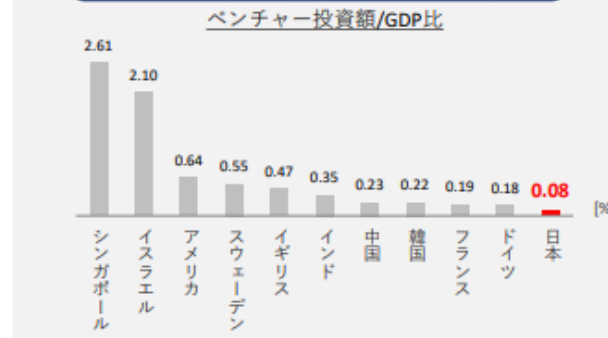
我が国スタートアップ・エコシステムの課題①

- 我が国は技術力があるにもかかわらず、それがスタートアップに結びついていない状況
- グローバル市場進出に必須の大型投資（レイター）、海外VCからの投資は致命的に少額

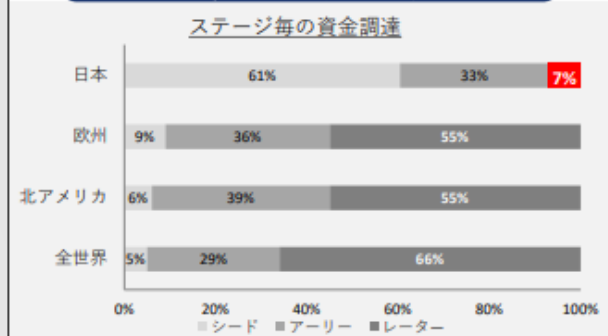
極端に少ないユニコーン数



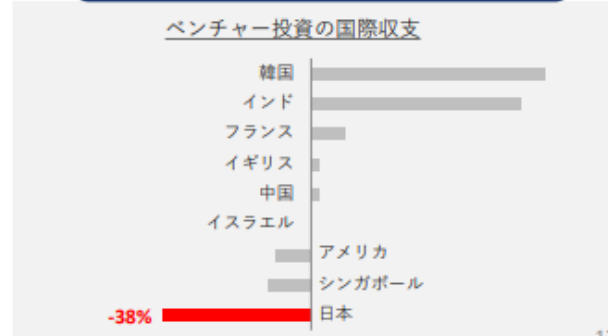
ベンチャー投資額は他国に大きく劣後



成長段階の資金不足



海外VC投資を呼び込めていない



電気通信は、非常に技術革新の早い市場であることから、スタートアップを含め 新しい技術をもった新規事業者の参入が市場競争の活性化に不可欠。

海外からの資金調達に制約がかかることは、将来的な成長を担うスタートアップ企業が参入を取りやめる要因にもなりかねない。

NTT法における外国人役員規制について

5G時代においても引き続き「特別な資産」が通信の主たる基盤であり続け我が国のすべての事業者の通信サービスの提供に不可欠であることから
NTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保は引き続き重要

現在国会審議中の改正内容

外国人役員を一切認めない規制から、**外国人の代表取締役への就任や外国人が役員1/3以上を占めることを禁止する規制に緩和**

アクティビスト（「モノ言う株主」）からの
非効率な事業の売却や資産の売却の要求等に対し
規律が機能するか、継続してモニタリングが必要

NTT以外の事業者への外国人役員規制の導入について

外国人役員規制は「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保が目的
NTT以外の事業者への外国人役員規制の導入は過剰規制と考える

役員規制の導入による懸念

取締役会の「国際性」ひいては多様性が損なわれ、実効性確保の障害になるおそれ

東京証券取引所 コーポレートガバナンスコード

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、**ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき**である。

また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>

まとめ

- 「特別な資産」の重要性が変わらないことから、「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保を目的とするNTT法の規律は維持するべき
- 「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保を目的とするNTT法の規律を、NTT以外の事業者に課すことは過剰規制と考える

Rakuten Mobile